

内閣府委託調査

「市町村合併が公共料金に与える影響  
についての実態分析調査」  
報 告 書

平成17年3月

財団法人 関西情報・産業活性化センター



## は じ め に

最近の公共料金の動きを見ると、全国的な物価のデフレ傾向もあり、緩やかな低下傾向にありますが、特に、財政状況が逼迫している地方公共団体が料金の決定に関与している上下水道などの公共料金については依然として高止まり、ないし上昇しています。

ところで、公共料金の低廉化は、次の三本柱によって可能であると私どもはこれまで考えてきました。

料金のつくり方を総括原価主義から経営効率促進機能を内蔵した新しい料金設定方式へと改める

経営効率化計画の策定や情報公開など、「第三者の目」を活用する

経営形態の変更や事業手法の改革、さらには民営化など、いわゆる「構造面」をも含む大胆な変革

そうした中、市町村合併を巡る動きは加速しており、平成 11 年以降、平成 17 年 2 月までに 487 市町村が合併により減少し、平成 18 年 3 月末までの「市町村の合併の特例に関する法律」（略称・合併特例法）が適用される経過措置までは、さらに合併が進むことが予定されています。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（骨太の方針 2004）においても市町村合併の推進は明確に位置づけられており、合併により行政の効率化が図られることが期待されているところです。

いうまでもなく、市町村合併がただちに公共料金の低廉化をもたらすものではないでしょうし、公共料金の低廉化のために市町村合併が図られるわけでもありません。ただし、合併が公共サービス供給における「規模の経済」をもたらしたり、管理費用の共同化や節約をもたらすことで、結果的に料金の低廉化をもたらしたり、サービスの質的向上をもたらしたりすることもありうると考えられます。

市町村合併が、いかなる影響をもたらすのか、実証的に分析・調査した研究は、まだほとんど見出し難く、総合的かつ本格的な研究はこれからの課題でありましょうが、本調査は、その最初の第一歩となりうるものと自負しています。

本調査は、市町村合併が公共料金に与えた影響及び課題を明らかにするために、地方自治体が関与する公共料金について、合併を契機としてどのような考えの基に料金設定を行ったのか等を、アンケート調査ならびにヒアリング調査の二段階の調査方法により、その実態を把握し、分析しようと試みたものであります。

本報告書には、実際に合併自治体にヒアリングに赴いた際に頂いた「生の声」を掲載しています。合併の影響は多様であります。とりわけ公共料金決定過程における苦労や解決されていない課題なども、今後同様の取り組みを行う際に参考となる事柄も多く、それぞれの事例は貴重なデータを提供してくれています。

こうした考え方に基づいて行った本調査の成果が、今後の合併を控えた全国の地方公共団体の方々に広く参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、今回実施いたしましたアンケート及びヒアリング調査にご協力いただきました地方自治体及び関係者の皆様方に深く感謝いたします。加えて、本調査を行うにあたりご協力いただきました各地方シンクタンクの調査委員の皆様にも深く感謝いたします。

本報告書が、住民サービスの充実に向けた公共料金問題を考える際の一つの新しい視点を提供することになれば望外の喜びです。

平成17年3月

「市町村合併が公共料金に与える影響についての実態分析調査」委員会

主査 佐々木 弘

(放送大学 教授)

○ ● ○ ● ○ 目次 ○ ● ○ ● ○

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第一篇 市町村合併が公共料金に与える影響についての実態分析調査..... | 1  |
| 第1章 調査の概要 .....                      | 1  |
| 1 - 1 . 背景.....                      | 1  |
| 1 - 1 - 1 . 公共料金の動向.....             | 1  |
| 1 - 1 - 2 . 合併の動向 .....              | 2  |
| 1 - 2 . 本調査の目的、方法.....               | 3  |
| 1 - 2 - 1 . 調査の目的 .....              | 3  |
| 1 - 2 - 2 . 調査のステップ.....             | 3  |
| ( 1 ) アンケート調査.....                   | 3  |
| ( 2 ) ヒアリング調査.....                   | 3  |
| 第2章 アンケート調査 .....                    | 4  |
| 2 - 1 . 概要.....                      | 4  |
| 2 - 1 - 1 . 調査方針 .....               | 4  |
| 2 - 1 - 2 . 調査方法 .....               | 4  |
| 2 - 1 - 3 . 質問内容 .....               | 4  |
| 2 - 2 . 調査結果 .....                   | 4  |
| 2 - 2 - 1 . 回収実績 .....               | 4  |
| 2 - 2 - 2 . 調査結果 .....               | 4  |
| 2 - 2 - 3 . アンケート結果のまとめ .....        | 15 |
| 第3章 ヒアリング調査 .....                    | 16 |
| 3 - 1 . 概要.....                      | 17 |
| 3 - 1 - 1 . 調査方針 .....               | 17 |
| 3 - 1 - 2 . 調査方法 .....               | 17 |
| 3 - 1 - 3 . 質問内容 .....               | 17 |
| 3 - 1 - 4 . 調査対象 .....               | 17 |
| 3 - 2 . 調査結果 .....                   | 19 |
| 3 - 2 - 1 . 全般的な内容 .....             | 19 |
| 3 - 2 - 2 . 水道料 .....                | 20 |
| 3 - 2 - 3 . 下水道使用料.....              | 21 |
| 3 - 2 - 4 . 清掃代 一般ごみ.....            | 22 |
| 3 - 2 - 5 . 清掃代 粗大ごみ.....            | 23 |
| 3 - 2 - 6 . 保育所保育料.....              | 24 |

|                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| 3 - 2 - 7 . 給食費 .....           | 25         |
| 3 - 2 - 8 . 印鑑登録証明書交付手数料.....   | 26         |
| 3 - 2 - 9 . デイサービス通所サービス.....   | 27         |
| 3 - 2 - 10 . 生活援助員派遣.....       | 28         |
| <b>第4章 総括 .....</b>             | <b>29</b>  |
| 4 - 1 . 全体的な考察 .....            | 29         |
| 4 - 2 . 今後の課題 .....             | 30         |
| <b>第二編 合併市町村ヒアリング調査報告 .....</b> | <b>33</b>  |
| <b>資料編.....</b>                 | <b>179</b> |

# 第一篇 市町村合併が公共料金に与える影響についての実態分析調査

## 第1章 調査の概要

### 1 - 1 . 背景

#### 1 - 1 - 1 . 公共料金の動向

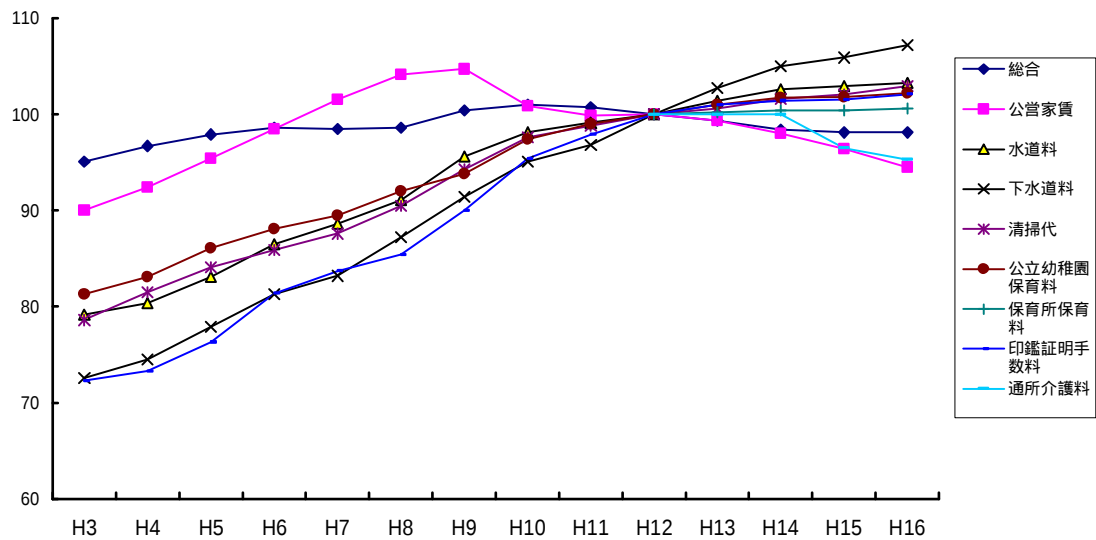
国会、政府や地方公共団体といった公的機関が、サービスの料金や商品の価格の決定や改定に直接関わっているものを公共料金と呼ぶ。最近の公共料金の動きを消費者物価指数の対前年度増減率の動きでみると、公共料金全体は平成 11 年度以降低下傾向で推移してきたが、平成 15 年度は 1.1%の上昇となっている。なお、消費者物価指数（総合）は平成 11 年度以降低下傾向で推移しており、平成 15 年度は 0.2%の低下となっている。

また、公共料金を電気料金、都市ガス料金など国が関与するものと、上下水道使用料、清掃代など地方公共団体が関与するものの 2 つのグループに分けると、平成 11 年度以降、国が関与する公共料金は全体として低下傾向で推移していたが、平成 15 年度は 1.2%の上昇となっている。地方が関与する公共料金は上昇を続けている。

主な公共料金の動きを消費者物価指数の過去 10 年程度の推移でみると、固定電話通話料や電気代はおおむね低下傾向にあり、特に固定電話通話料は平成 12 年、平成 13 年度と大きく低下している。バス・タクシー運賃、鉄道運賃は、平成 9 年度頃まで上昇していたが、ここ数年は横ばいで推移している。都市ガス料金は平成 12 年、平成 13 年度と上昇したものの平成 14 年度から低下に転じている。他方、水道料は一貫して上昇を続けている。

平成 15 年度は、医療保険の自己負担割合の引上げやたばこ税の引上げなどの影響により、公共料金は 1.1%の上昇となった。ちなみに公共料金から、診療代とたばこの影響を除いた平均を計算すると、平成 14 年度は 0.7%、平成 15 年度は 0.2%の低下となるが、これは通話料（固定・移動）や電気代の引下げなど一部の動きによるところが大きいと考えられる。

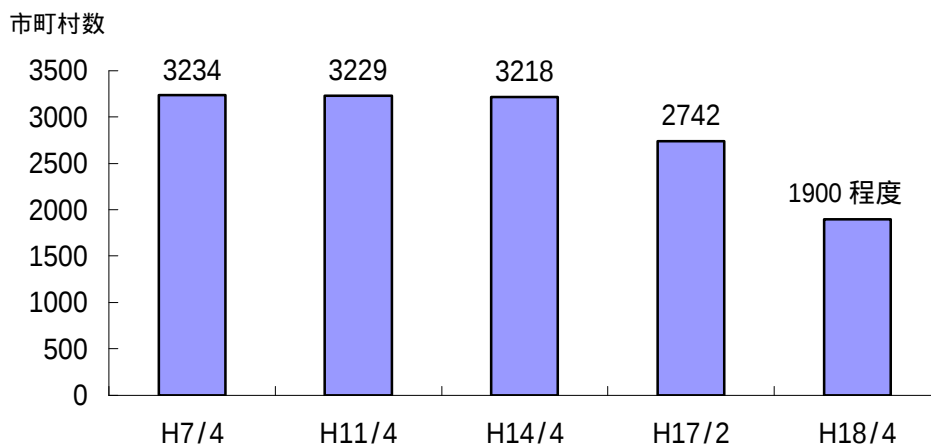
H12=100



地方公共団体が関与する主な公共料金の推移 (H12 = 100)

### 1 - 1 - 2 . 合併の動向

厳しい財政状況で国、地方ともに効率的な行財政運営が求められる中、市町村が少子高齢化を見据えて対応をするには行財政基盤の強化が必要だとして、政府は平成 7 年に「市町村の合併の特例に関する法律」（略称・合併特例法）の改正を行った。これは、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村合併が完了した場合に、政府が行財政面での支援等を行うと定めたものであり、現在は平成 17 年 3 月末までに市町村が都道府県知事に合併申請して平成 18 年 3 月末までに合併すれば同法が適用される経過措置が取られている。



市町村数の推移 実数及び予測

(総務省 HP 及び日本経済新聞より)

## 1 - 2 . 本調査の目的、方法

### 1 - 2 - 1 . 調査の目的

本調査は、こうした傾向にある公共料金（地方公共団体関与するもの）が、市町村合併に伴う料金設定において、どのような影響を受けているのかを調査、分析し、明らかにすることで、地方公共団体における同様の取組みの参考とし、また、今後の物価安定政策会議での議論にも資することを目的としている。

### 1 - 2 - 2 . 調査のステップ

#### （１）アンケート調査

市町村合併が公共料金にどのような影響を与えているかを把握するため、全国の合併市町村、合併協議会において検討されている公共料金についてアンケート調査を実施し、網羅的な調査を行った。

調査項目は、公共料金の中でも住民への影響が大きいと思われる次の９項目とした。

|              |              |          |
|--------------|--------------|----------|
| 水道料          | 下水道使用料       | 清掃代 一般ごみ |
| 清掃代 粗大ごみ     | 保育所保育料       | 給食費      |
| 印鑑登録証明書交付手数料 | デイサービス通所サービス | 生活援助員派遣  |

#### （２）ヒアリング調査

網羅的な事例調査により把握されたもののうち、効果的、特徴的な事例（主に公共料金の低廉化の観点から委員会が選定）に対して直接訪問し、ヒアリング調査を実施した。

この際、合併後の公共料金決定の経緯、効果の検証（実際にそのサービスを受けている住民の反応や行政サービスの利用率など）、合併後の市町村の財政状況と公共料金の関係、今後の展望の４点につき詳細に該当市町村、協議会にヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査は、地元の事情に精通し、地元公共団体と密接な関連を有する地方シンクタンクが担当した。

ヒアリング調査数 一覧

| ブロック（地域） | 調査数   |
|----------|-------|
| 北海道      | 1 事例  |
| 東北・関東    | 2 事例  |
| 北陸       | 2 事例  |
| 中部       | 3 事例  |
| 近畿       | 2 事例  |
| 中国・四国    | 3 事例  |
| 九州・沖縄    | 2 事例  |
| 計        | 15 事例 |

## 第2章 アンケート調査

### 2 - 1 . 概要

#### 2 - 1 - 1 . 調査方針

全国の合併済み市町村若しくは合併協議会に対し、合併前後の公共料金の金額、合併後の公共料金の決定方法等についてアンケート調査を行い、網羅的に状況の把握を行った。

#### 2 - 1 - 2 . 調査方法

郵送によりアンケートを送付し、郵送又はFAXにて回収した。

送付日：平成16年9月24日

回収期間：平成16年9月24日～平成16年10月末日

#### 2 - 1 - 3 . 質問内容

- ・ 合併前後の市町村の面積、人口、予算等
- ・ 合併前後の水道料、合併時の料金決定の方法等
- ・ 合併前後の下水道使用料、合併時の料金決定の方法等
- ・ 合併前後の清掃代一般ごみ、合併時の料金決定の方法等
- ・ 合併前後の清掃代粗大ごみ、合併時の料金決定の方法等
- ・ 合併前後の保育所保育料、合併時の料金決定の方法等
- ・ 合併前後の給食費、合併時の料金決定の方法等
- ・ 合併前後の印鑑登録証明書交付手数料、合併時の料金決定の方法等
- ・ 合併前後のデイサービス通所サービス料金、合併時の料金決定の方法等
- ・ 合併前後の生活援助員派遣費用、合併時の料金決定の方法等

### 2 - 2 . 調査結果

#### 2 - 2 - 1 . 回収実績

回収率は37%であった。

|         | 送付件数 | 回収件数 | 回収率   |
|---------|------|------|-------|
| 合併済み市町村 | 69   | 43   | 62.3% |
| 合併協議会   | 608  | 206  | 33.9% |
| 総数      | 677  | 249  | 36.8% |

より具体的な回答の期待できる合併済み市町村にはアンケート調査回収のフォローを実施したため、回収率が高くなっている。

#### 2 - 2 - 2 . 調査結果

合併による公共料金の変化を分かりやすくするために、以下のように区分を設定した。

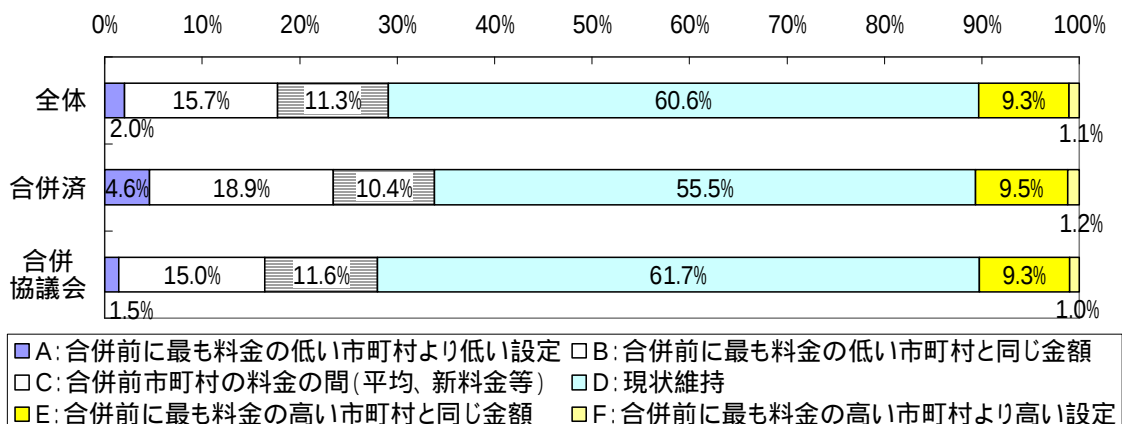
区分の見方：

| 区分 | 内容（合併後の料金が）           | 料金改定例       |             |
|----|-----------------------|-------------|-------------|
|    |                       | 合併前料金       | 合併後料金       |
| A  | 合併前の最も料金の低い市町村よりも低い設定 | 100,200,300 | 80          |
| B  | 合併前の最も料金の低い市町村と同じ金額   | 100,200,300 | 100         |
| C  | 合併前市町村の料金の間（平均、新料金等）  | 100,200,300 | 200         |
| D  | 現状維持                  | 100,200,300 | 100,200,300 |
| E  | 合併前の最も料金の高い市町村と同じ金額   | 100,200,300 | 300         |
| F  | 合併前の最も料金の高い市町村より高い設定  | 100,200,300 | 400         |
| X  | その他、無記入               | 無記入         |             |

区分 A の表は、3 団体の水道料が合併前それぞれ、100 円、200 円、300 円だったものが、合併後全て 80 円になった、ということを意味している。

この区分によって回答を分類すると、次のような結果となった。（全体に占める割合については、区分 X を除いて算出）

【全回答】（「X：無回答」を除く）



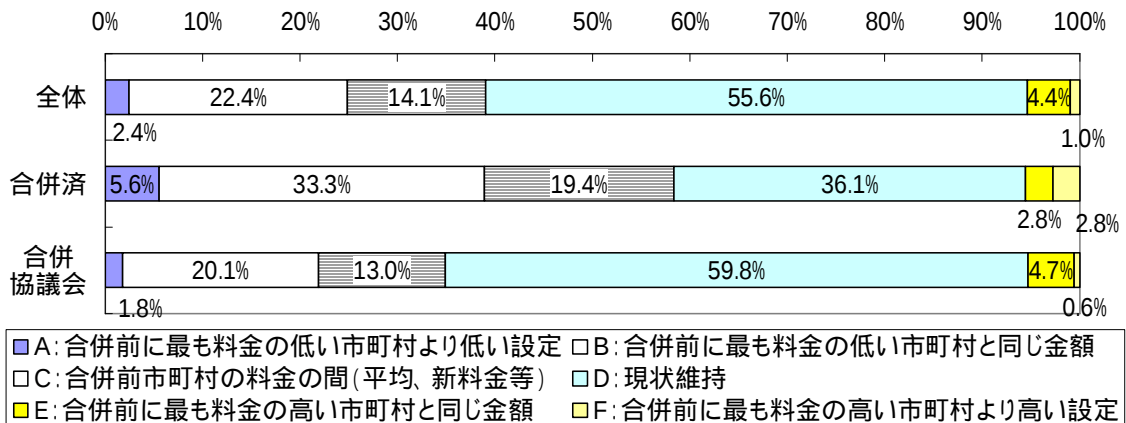
|       | A    | B     | C     | D     | E    | F    | X   | 小計   | X 除く計 |
|-------|------|-------|-------|-------|------|------|-----|------|-------|
| 全体    | 36   | 277   | 200   | 1069  | 164  | 19   | 476 | 2241 | 1765  |
|       | 2.0% | 15.7% | 11.3% | 60.6% | 9.3% | 1.1% | -   | -    | 100%  |
| 合併済み  | 15   | 62    | 34    | 182   | 31   | 4    | 59  | 387  | 328   |
|       | 4.6% | 18.9% | 10.4% | 55.5% | 9.5% | 1.2% | -   | -    | 100%  |
| 合併協議会 | 21   | 215   | 166   | 887   | 133  | 15   | 417 | 1854 | 1437  |
|       | 1.5% | 15.0% | 11.6% | 61.7% | 9.3% | 1.0% | -   | -    | 100%  |

全体では、「現状維持」が約 6 割、値下げ（回答 A 又は B）が約 2 割を占める。値上げの回答（回答 E 又は F）は全体の約 1 割と少数である。

## 【水道料】

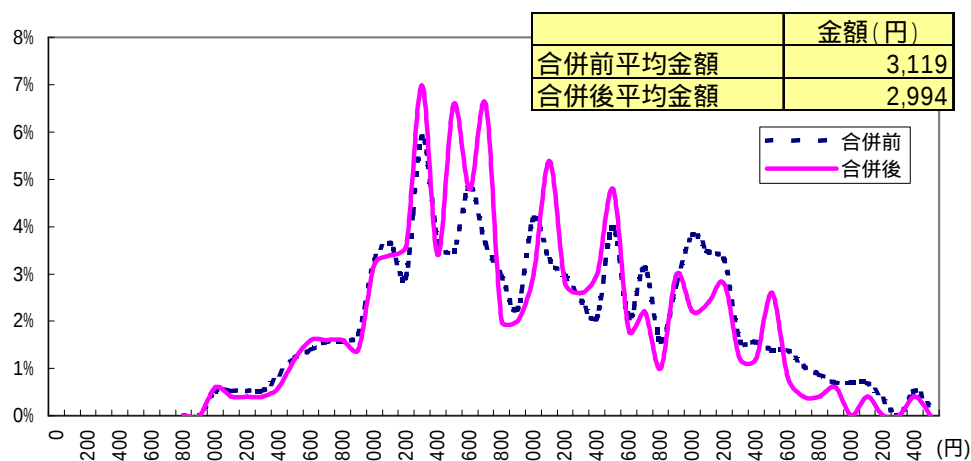
口径 13mm の水道を一般家庭で 20m<sup>3</sup>/月使用した場合の一ヶ月の料金

回答内容（「X：無回答」を除く）



|       | A    | B     | C     | D     | E    | F    | X  | 小計  | X 除く計 |
|-------|------|-------|-------|-------|------|------|----|-----|-------|
| 全体    | 5    | 46    | 29    | 114   | 9    | 2    | 44 | 249 | 205   |
|       | 2.4% | 22.4% | 14.1% | 55.6% | 4.4% | 1.0% | -  | -   | 100%  |
| 合併済み  | 2    | 12    | 7     | 13    | 1    | 1    | 7  | 43  | 36    |
|       | 5.6% | 33.3% | 19.4% | 36.1% | 2.8% | 2.8% | -  | -   | 100%  |
| 合併協議会 | 3    | 34    | 22    | 101   | 8    | 1    | 37 | 206 | 169   |
|       | 1.8% | 20.1% | 13.0% | 59.8% | 4.7% | 0.6% | -  | -   | 100%  |

## 料金分布



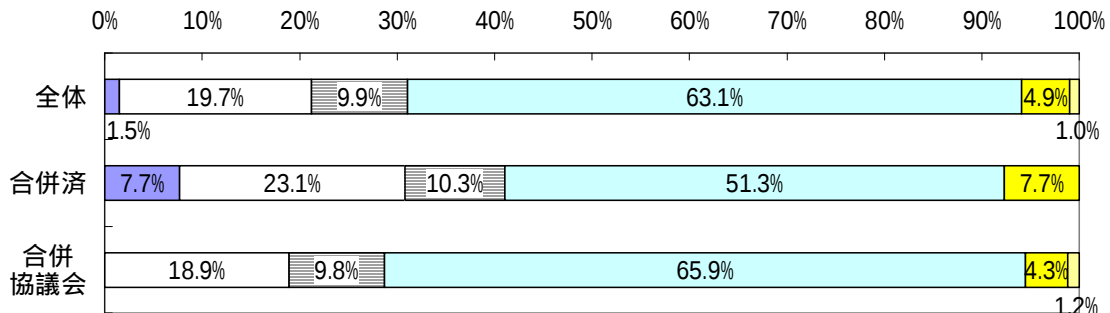
全体では「現状維持」が約 55%、値下げ（回答 A 又は B）が約 25%を占め、値上げの回答（回答 E 又は F）は極めて少なく、平均金額は低廉化している。

合併済みの自治体では値下げの回答（回答 A 又は B）が約 4 割と料金の低廉化がより進んでいる。

## 【下水道使用料】

一般家庭で 20m<sup>3</sup>/月使用した場合の一ヶ月の料金

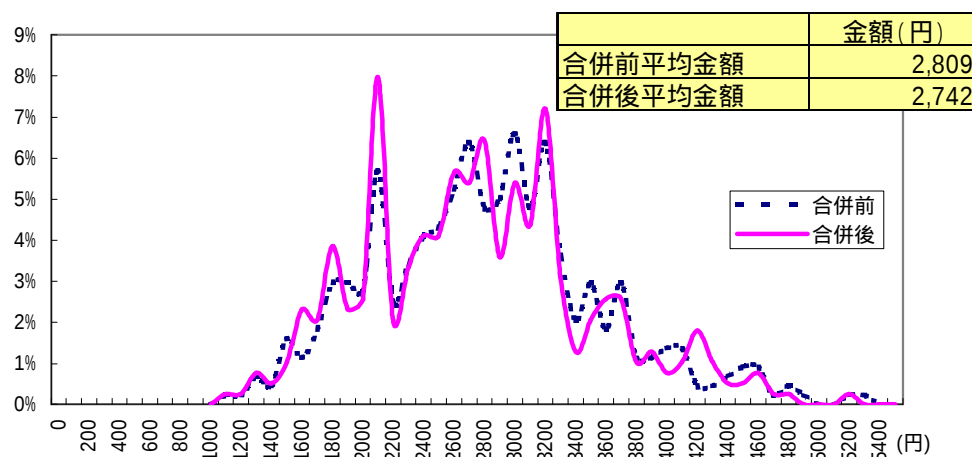
回答内容（「X：無回答」を除く）



■ A: 合併前に最も料金の低い市町村より低い設定 □ B: 合併前に最も料金の低い市町村と同じ金額  
 □ C: 合併前市町村の料金の間(平均、新料金等) ■ D: 現状維持  
 ■ E: 合併前に最も料金の高い市町村と同じ金額 ■ F: 合併前に最も料金の高い市町村より高い設定

|       | A    | B     | C     | D     | E    | F    | X  | 小計  | X 除く計 |
|-------|------|-------|-------|-------|------|------|----|-----|-------|
| 全体    | 3    | 40    | 20    | 128   | 10   | 2    | 46 | 249 | 203   |
|       | 1.5% | 19.7% | 9.9%  | 63.1% | 4.9% | 1.0% | -  | -   | 100%  |
| 合併済み  | 3    | 9     | 4     | 20    | 3    | 0    | 4  | 43  | 39    |
|       | 7.7% | 23.1% | 10.3% | 51.3% | 7.7% | 0.0% | -  | -   | 100%  |
| 合併協議会 | 0    | 31    | 16    | 108   | 7    | 2    | 42 | 206 | 164   |
|       | 0.0% | 18.9% | 9.8%  | 65.9% | 4.3% | 1.2% | -  | -   | 100%  |

## 料金分布



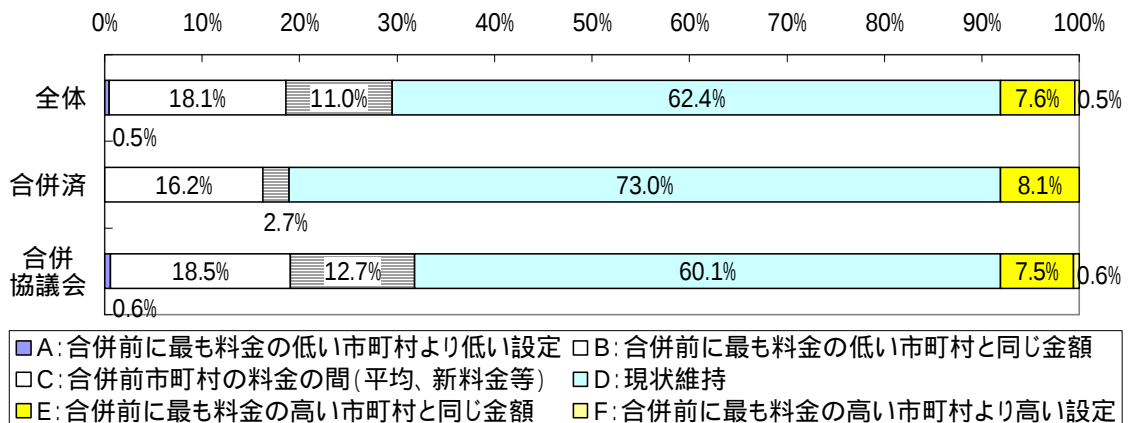
全体では「現状維持」が約 6 割、値下げ（回答 A 又は B）が約 2 割を占め、水道料金同様、値上げの回答（回答 E 又は F）が極めて少なく、平均金額は低廉化している。

合併済みの自治体では、値下げの回答（回答 A 又は B）が約 3 割と、料金の低廉化がより進んでいる。

### 【清掃代 一般ごみ】

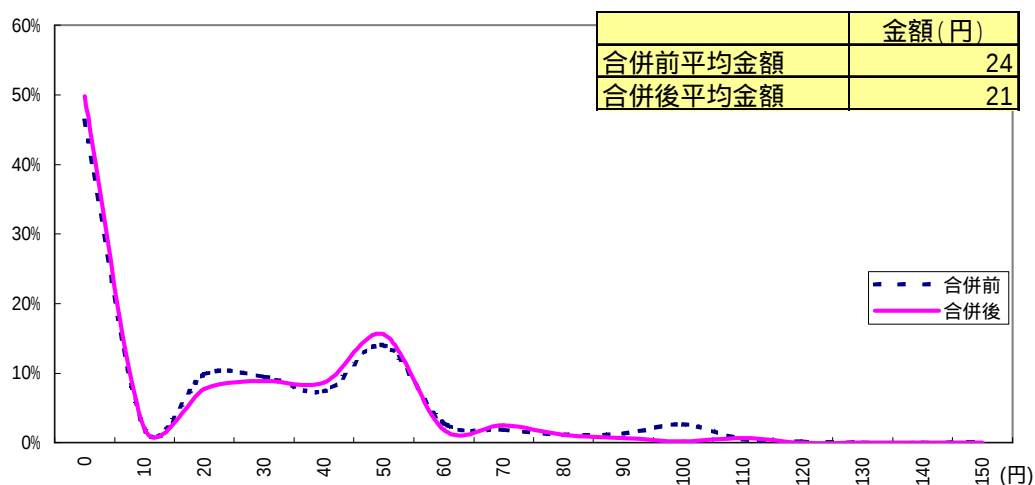
一般家庭で一袋（45 リットル）使用した場合の料金を記入。ただし、無料の場合は有料になる場合（ex10 袋以上で有料）及びその際の料金を記入し、完全に無料の場合は無料とご記入ください。

回答内容（「X：無回答」を除く）



|       | A    | B     | C     | D     | E    | F    | X  | 小計  | X 除く計 |
|-------|------|-------|-------|-------|------|------|----|-----|-------|
| 全体    | 1    | 38    | 23    | 131   | 16   | 1    | 39 | 249 | 210   |
|       | 0.5% | 18.1% | 11.0% | 62.4% | 7.6% | 0.5% | -  | -   | 100%  |
| 合併済み  | 0    | 6     | 1     | 27    | 3    | 0    | 6  | 43  | 37    |
|       | 0.0% | 16.2% | 2.7%  | 73.0% | 8.1% | 0.0% | -  | -   | 100%  |
| 合併協議会 | 1    | 32    | 22    | 104   | 13   | 1    | 33 | 206 | 173   |
|       | 0.6% | 18.5% | 12.7% | 60.1% | 7.5% | 0.6% | -  | -   | 100%  |

### 料金分布



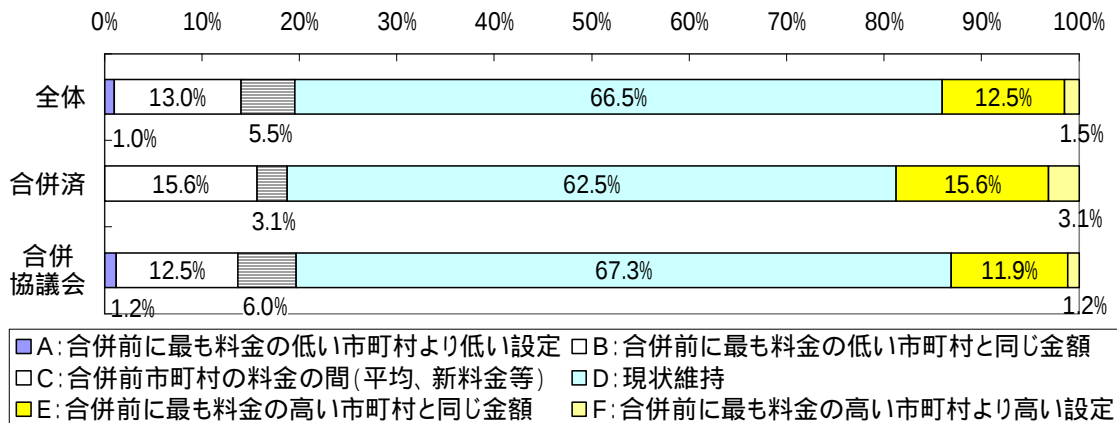
全体では「現状維持」が約6割、値下げの回答（回答A又はB）が約2割を占めるものの、値上げの回答（回答E又はF）も約1割見受けられる。平均金額は低廉化している。

水道料や下水道使用料とは反対に、合併済み市町村の方が「現状維持」の割合が高い。

# 【清掃代 粗大ごみ】

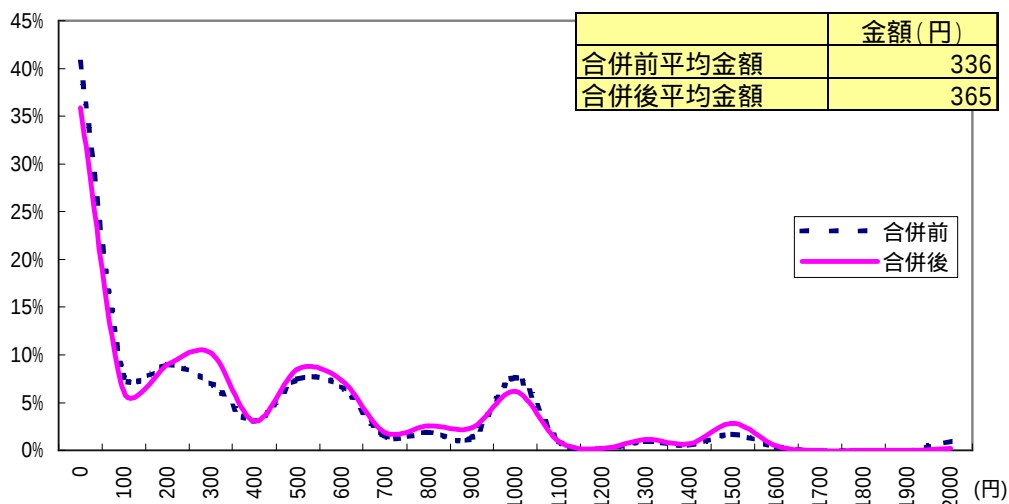
木製たんす（高さ 100cm 幅 100cm 奥行 50cm 重量 30kg 可燃）1 個の料金

回答内容（「X：無回答」を除く）



|       | A    | B     | C    | D     | E     | F    | X  | 小計  | X 除く計 |
|-------|------|-------|------|-------|-------|------|----|-----|-------|
| 全体    | 2    | 26    | 11   | 133   | 25    | 3    | 49 | 249 | 200   |
|       | 1.0% | 13.0% | 5.5% | 66.5% | 12.5% | 1.5% | -  | -   | 100%  |
| 合併済み  | 0    | 5     | 1    | 20    | 5     | 1    | 11 | 43  | 32    |
|       | 0.0% | 15.6% | 3.1% | 62.5% | 15.6% | 3.1% | -  | -   | 100%  |
| 合併協議会 | 2    | 21    | 10   | 113   | 20    | 2    | 38 | 206 | 168   |
|       | 1.2% | 12.5% | 6.0% | 67.3% | 11.9% | 1.2% | -  | -   | 100%  |

## 料金分布

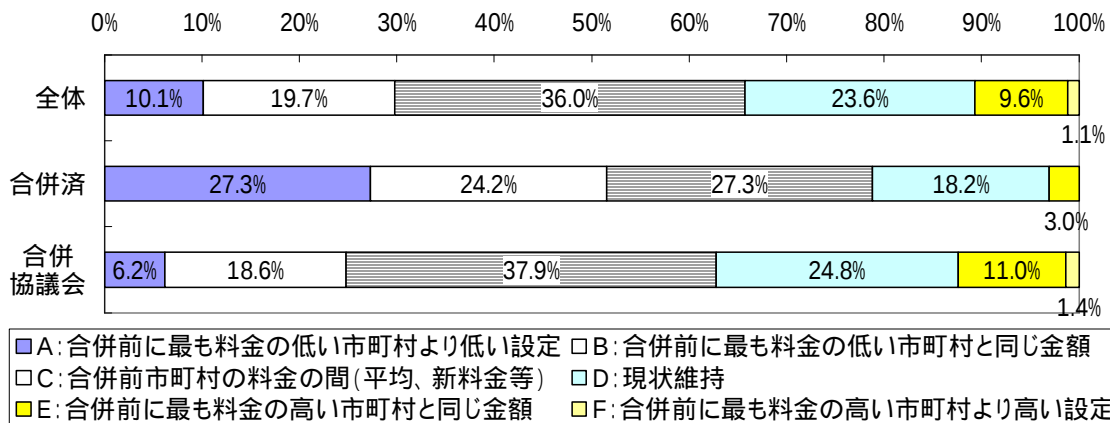


全体では「現状維持」の割合が高いものの、値上げの回答（回答 E 又は F）が約 15%を占め、平均金額は上昇している。粗大ごみの処理費用有料化を自治体が進めている結果とも考えられ、一般ごみとは対照的な結果となっている。

# 【保育所保育料】

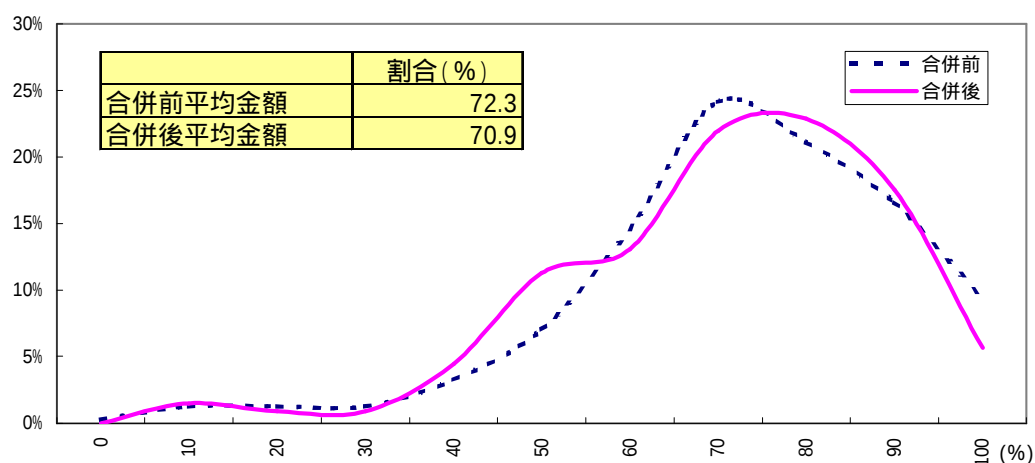
国基準と比較して〇〇%（年間）

回答内容（「X：無回答」を除く）



|       | A     | B     | C     | D     | E     | F    | X  | 小計  | X除く計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|----|-----|------|
| 全体    | 18    | 35    | 64    | 42    | 17    | 2    | 71 | 249 | 178  |
|       | 10.1% | 19.7% | 36.0% | 23.6% | 9.6%  | 1.1% | -  | -   | 100% |
| 合併済み  | 9     | 8     | 9     | 6     | 1     | 0    | 10 | 43  | 33   |
|       | 27.3% | 24.2% | 27.3% | 18.2% | 3.0%  | 0.0% | -  | -   | 100% |
| 合併協議会 | 9     | 27    | 55    | 36    | 16    | 2    | 61 | 206 | 145  |
|       | 6.2%  | 18.6% | 37.9% | 24.8% | 11.0% | 1.4% | -  | -   | 100% |

## 料金分布



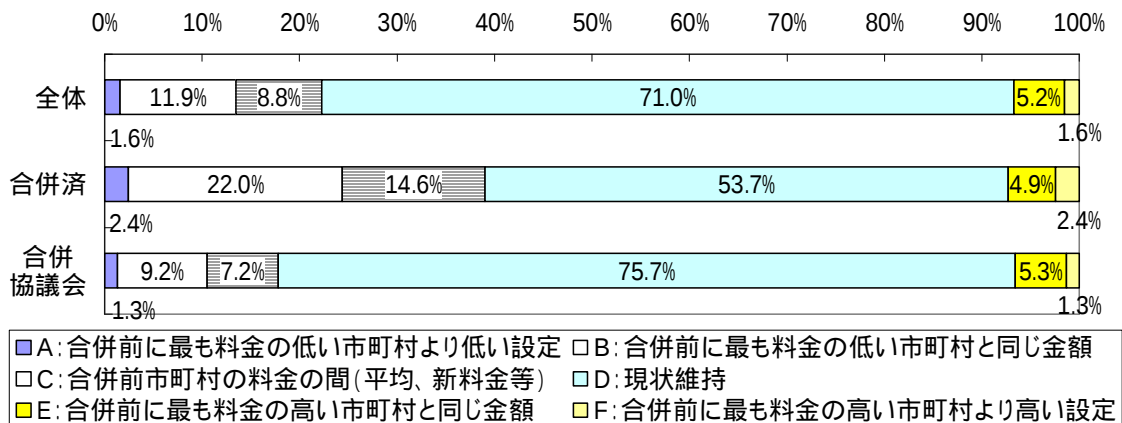
全体では、合併時に自治体間での調整の結果、平均金額や新料金を設定する回答（回答 C）が約 35%、値下げの回答（回答 A 又は B）が約 30%を占め、平均金額は低廉化している。

最も低い料金よりも更に下げるとする回答（回答 A）の割合が、特に合併済み市町村で高い。

## 【給食費】

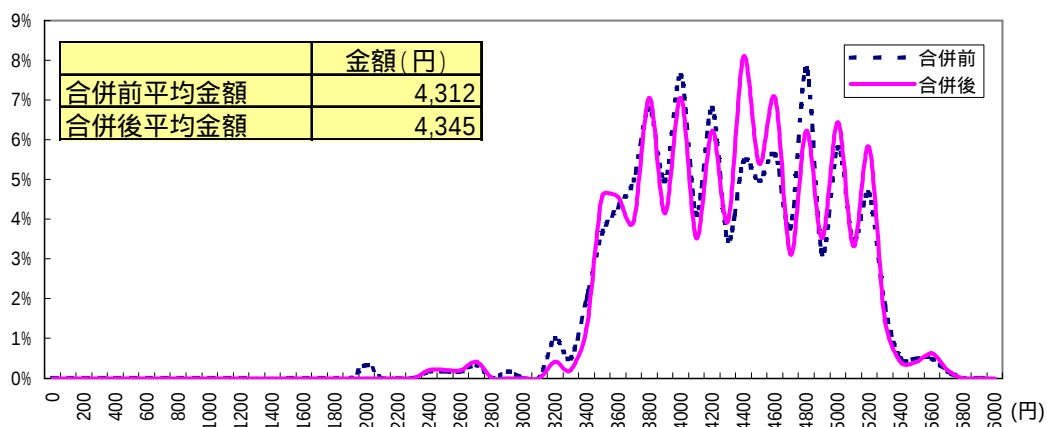
小学校 6 年生の一月（20 日）の料金（一人）【給食センターがある場合はセンター方式の料金、無い場合は代表的な小学校の料金】

回答内容（「X：無回答」を除く）



|       | A    | B     | C     | D     | E    | F    | X  | 小計  | X 除く計 |
|-------|------|-------|-------|-------|------|------|----|-----|-------|
| 全体    | 3    | 23    | 17    | 137   | 10   | 3    | 56 | 249 | 193   |
|       | 1.6% | 11.9% | 8.8%  | 71.0% | 5.2% | 1.6% | -  | -   | 100%  |
| 合併済み  | 1    | 9     | 6     | 22    | 2    | 1    | 2  | 43  | 41    |
|       | 2.4% | 22.0% | 14.6% | 53.7% | 4.9% | 2.4% | -  | -   | 100%  |
| 合併協議会 | 2    | 14    | 11    | 115   | 8    | 2    | 54 | 206 | 152   |
|       | 1.3% | 9.2%  | 7.2%  | 75.7% | 5.3% | 1.3% | -  | -   | 100%  |

## 料金分布

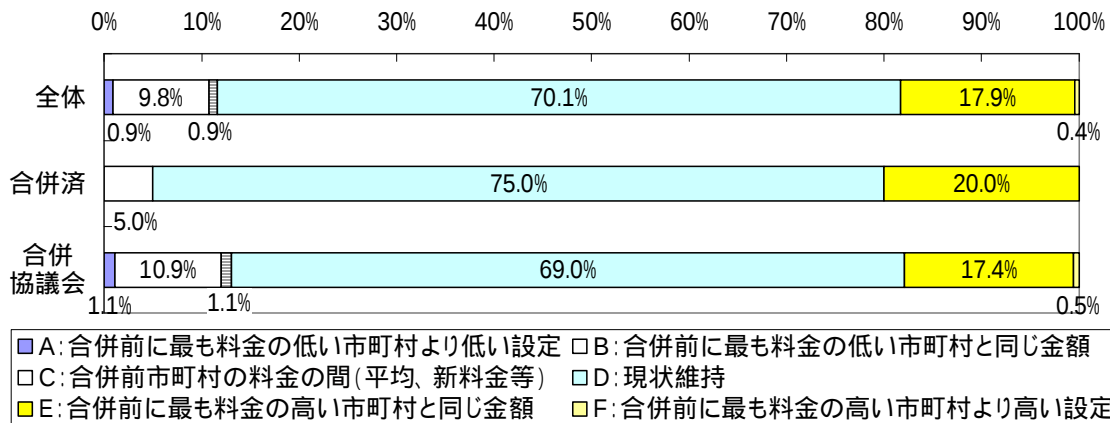


給食費は、圧倒的に現状維持の割合が高い。これは、別の自治体であっても、もともとの給食センターから配送されていたため、合併によっても料金が変わらないとする回答が多いためと考えられる。結果的として、合併前後であまり金額に変化が無い。

# 【印鑑登録証明書交付手数料】

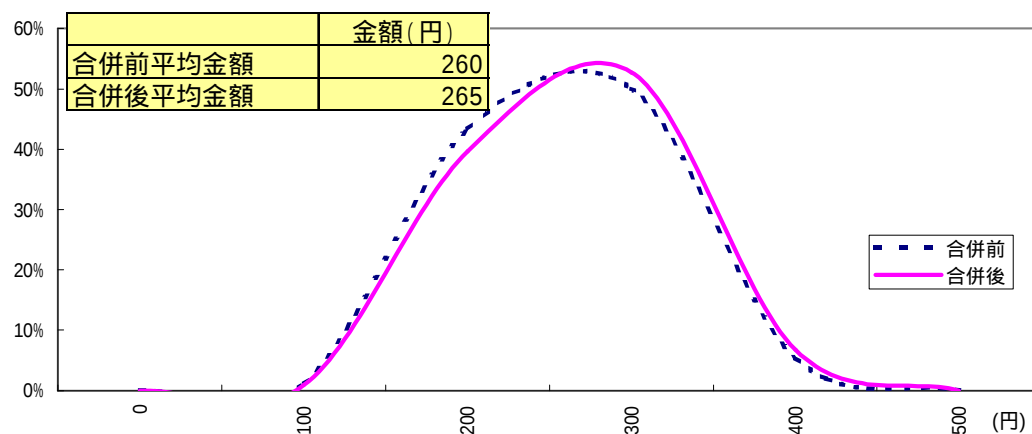
本人の印鑑登録証明書を一通発行する場合（本人受け取り）

回答内容（「X：無回答」を除く）



|       | A    | B     | C    | D     | E     | F    | X  | 小計  | X 除く計 |
|-------|------|-------|------|-------|-------|------|----|-----|-------|
| 全体    | 2    | 22    | 2    | 157   | 40    | 1    | 25 | 249 | 224   |
|       | 0.9% | 9.8%  | 0.9% | 70.1% | 17.9% | 0.4% | -  | -   | 100%  |
| 合併済み  | 0    | 2     | 0    | 30    | 8     | 0    | 3  | 43  | 40    |
|       | 0.0% | 5.0%  | 0.0% | 75.0% | 20.0% | 0.0% | -  | -   | 100%  |
| 合併協議会 | 2    | 20    | 2    | 127   | 32    | 1    | 22 | 206 | 184   |
|       | 1.1% | 10.9% | 1.1% | 69.0% | 17.4% | 0.5% | -  | -   | 100%  |

## 料金分布

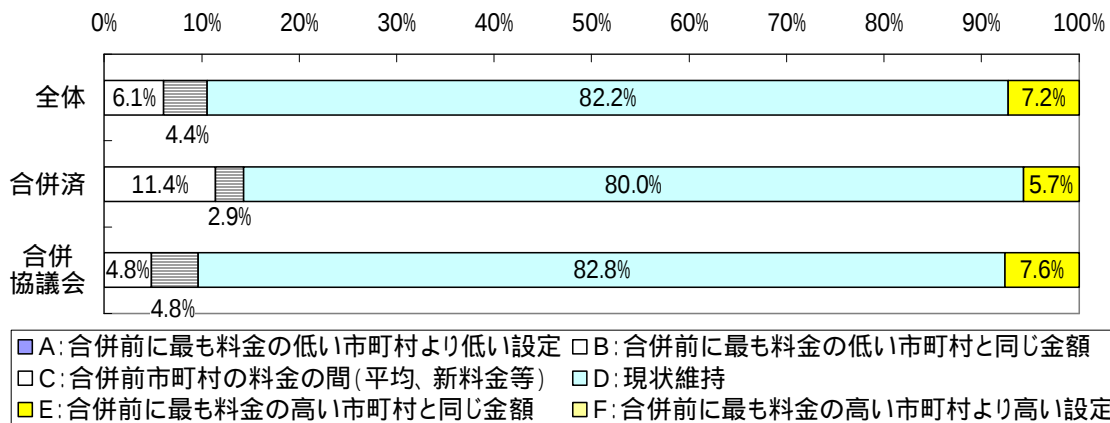


「現状維持」の回答割合が高いものの、最も高い自治体に合わせた料金値上げの回答（回答 E）の割合も高く、平均金額は上昇している。

## 【デイサービス通所サービス】

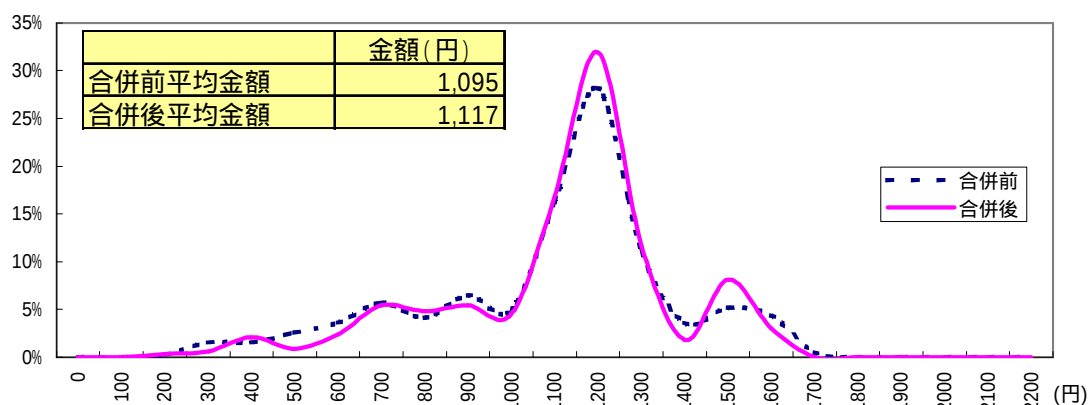
1 回当たり利用料本人負担割合（6 時間以上 8 時間未満利用の要介護 3 の方「利用料 + 食事 + 往復送迎代 + 介助浴」の合計額）

回答内容（「X：無回答」を除く）



|       | A    | B     | C    | D     | E    | F    | X  | 小計  | X 除く計 |
|-------|------|-------|------|-------|------|------|----|-----|-------|
| 全体    | 0    | 11    | 8    | 148   | 13   | 0    | 69 | 249 | 180   |
|       | 0.0% | 6.1%  | 4.4% | 82.2% | 7.2% | 0.0% | -  | -   | 100%  |
| 合併済み  | 0    | 4     | 1    | 28    | 2    | 0    | 8  | 43  | 35    |
|       | 0.0% | 11.4% | 2.9% | 80.0% | 5.7% | 0.0% | -  | -   | 100%  |
| 合併協議会 | 0    | 7     | 7    | 120   | 11   | 0    | 61 | 206 | 145   |
|       | 0.0% | 4.8%  | 4.8% | 82.8% | 7.6% | 0.0% | -  | -   | 100%  |

## 料金分布

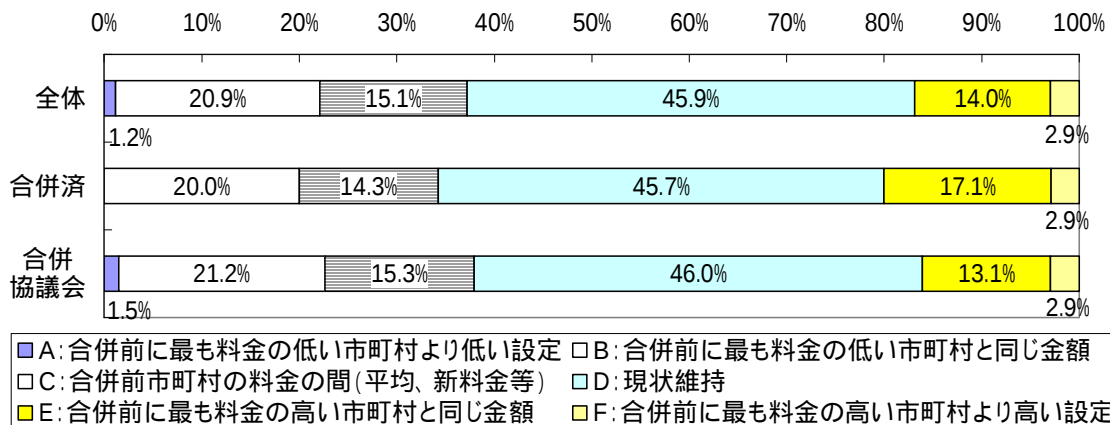


デイサービスは、多くの自治体が社会福祉協議会に運営を委託しているが、介護保険を適用したサービスとして行うものと、地方公共団体独自のサービスとして行っているものがある。8 割以上の自治体が「現状維持」（回答 D）と回答している。

## 【生活援助員派遣】

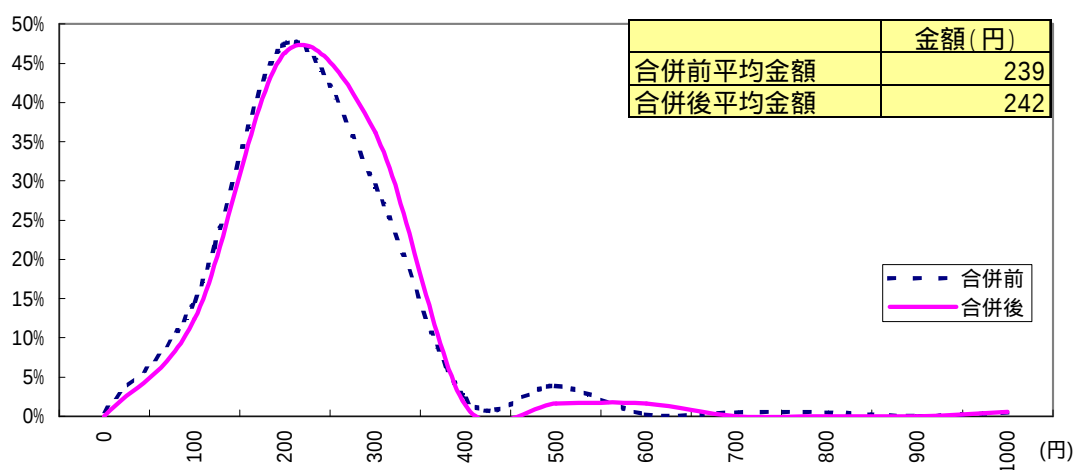
### 1 回あたり利用料本人負担金（週 1 回、1 時間の家事援助サービス）

回答内容（「X：無回答」を除く）



|       | A    | B     | C     | D     | E     | F    | X  | 小計  | X 除く計 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|----|-----|-------|
| 全体    | 2    | 36    | 26    | 79    | 24    | 5    | 77 | 249 | 172   |
|       | 1.2% | 20.9% | 15.1% | 45.9% | 14.0% | 2.9% | -  | -   | 100%  |
| 合併済み  | 0    | 7     | 5     | 16    | 6     | 1    | 8  | 43  | 35    |
|       | 0.0% | 20.0% | 14.3% | 45.7% | 17.1% | 2.9% | -  | -   | 100%  |
| 合併協議会 | 2    | 29    | 21    | 63    | 18    | 4    | 69 | 206 | 137   |
|       | 1.5% | 21.2% | 15.3% | 46.0% | 13.1% | 2.9% | -  | -   | 100%  |

## 料金分布



料金低廉化の回答が多いものの、値上げの回答も高い。これは、それまでサービスを行っていなかった自治体が合併を機にサービスを開始するとの回答が「値上げ」に含まれているためである。平均金額は多少増加するものの、殆ど変化は無い。

### 2 - 2 - 3 . アンケート結果のまとめ

以上のアンケート結果より、調査項目毎に公共料金の変化が様々であることが分かった。合併を機に料金の値下げが行われるケースが多いものの、料金の据え置きは最も多い割合を占め、合併をきっかけに公共料金の上昇が起るというケースも見られる。

#### ( 1 ) 公共料金の合併前後の変化

公共料金の平均金額の変化を見てみると、次のようになる。

|         | 公共料金項目  | 平均金額変化率 |
|---------|---------|---------|
| 平均金額が低下 | 一般ごみ    | -12.5%  |
|         | 水道料     | -4.1%   |
|         | 下水道使用料  | -2.4%   |
|         | 保育料     | -1.9%   |
| 平均金額が上昇 | 給食費     | +0.1%   |
|         | 生活援助員派遣 | +1.3%   |
|         | 印鑑証明    | +1.9%   |
|         | デイサービス  | +2.0%   |
|         | 粗大ごみ    | +8.6%   |

合併による料金の変化は、上昇下降ともほぼ半々であるが、より住民への密着度が高い公共サービス（水道・下水・一般ごみ）は、合併後に料金が低下している場合が多い。

#### ( 2 ) 料金決定の要因について

公共料金の決定には、以下の要因も大きく関与している。

##### 合併形態の違い

合併には、2つ以上の市町村が一緒になって新しい市町村を作る「新設合併」（対等合併）と、1つ以上の市町村の区域を他の市町村に加える「編入合併」（吸収合併）の2つの形態がある。

合併の際、既存の自治体の法人格を残すかどうかは2つの大きな違いであり、合併形態は自治体が自由に決めることができる。編入合併の際は、吸収先の料金体系をそのまま採用する割合が非常に高く、料金決定にあまり時間がかからない。それに対して新設合併では、料金体系を新たに作り直すケースが多く、市町村毎に異なった料金制度の公共サービスの場合、料金協議は非常に困難なものとなる。そのため、合併時は旧料金をそのまま採用し、数年後（3～5年後）に見直しを行うとする例も見られる。

##### 市町村のまとめ

市町村の中には、郡制度や古くからの慣習、経済関係などにより自治体間の交流が盛んなところがある。こうした自治体同士が合併する場合、普段から交流があり合同

で行事等を行った経験があるため、比較的スムーズに料金協議が進む。これに対して、普段あまり交流の無い自治体同士の合併では、お互いの理解不足もあり、公共料金の協議がなかなか進まない傾向にある。交流のしやすさという意味では、市町村間の距離や地形（平地か山間部か）なども、市町村間のまとまりを左右する要因となる。

以上のアンケート調査により、網羅的な情報を得ることはできたが、料金がどうなったかという質問しか行っておらず、どのような経緯を経て料金が決定されたかについての情報は得ていない。

そこで、アンケート調査の結果の中から、公共料金の項目毎に合併によって料金が低廉化された事例をピックアップし、ヒアリング調査を行ってその実態を把握することとした。

#### 平均金額の算定方法

公共料金の合併前後の平均金額は、「旧市町村それぞれの料金がどのように変化したか」という視点で算定している。即ち、

合併前の平均金額 = 旧市町村単位での合併前金額の合計 ÷ 旧市町村数

合併後の平均金額 = 旧市町村単位での合併後金額の合計 ÷ 旧市町村数

になる。

例：ある公共料金が合併後、〇〇市では 500 円、市では 1,000 円になったとする。

| 合併後市町村名 | 合併前市町村名 | 合併前料金 | 合併後料金 |
|---------|---------|-------|-------|
| 〇〇市     | A 市     | 500 円 | 500 円 |
|         | B 町     | 100 円 | 500 円 |

| 合併後市町村名 | 合併前市町村名 | 合併前料金   | 合併後料金   |
|---------|---------|---------|---------|
| 市       | C 町     | 1,500 円 | 1,000 円 |
|         | D 町     | 500 円   | 1,000 円 |
|         | E 村     | 1,000 円 | 1,000 円 |

【合併前の平均金額】A 市から E 村までの平均金額 720 円。

( 500 円 + 100 円 + 1,500 円 + 500 円 + 1,000 円 ) ÷ 5 = 720 円

【合併後の平均金額】A 市から E 村までの平均金額 800 円。

( 500 円 + 500 円 + 1,000 円 + 1,000 円 + 1,000 円 ) ÷ 5 = 800 円

## 第3章 ヒアリング調査

### 3-1. 概要

#### 3-1-1. 調査方針

アンケートで収集した事例のうち、効果的、特徴的な事例（主に公共料金の低廉化の観点から委員会が選定）について、ヒアリング調査を実施し、アンケートだけでは収集できない現場の生の声、苦労した点などを収集した。この際、合併後の公共料金決定の経緯、効果の検証（実際にそのサービスを受けている住民の反応や行政サービスの利用率など）、合併後の市町村の財政状況と公共料金の関係、今後の展望の4点につき詳細に該当市町村、協議会に詳細にヒアリング調査を行った。

#### 3-1-2. 調査方法

##### （1）対象

全国15の合併済み市町村、合併協議会

##### （2）期間

平成16年11月～平成17年1月（平成16年12月時点の内容を調査）

##### （3）方法

地方シンクタンク委員が直接該当する市町村、合併協議会を訪問し、ヒアリングシート（事前に委員会にて作成）に添った形でヒアリングを行った。

#### 3-1-3. 質問内容

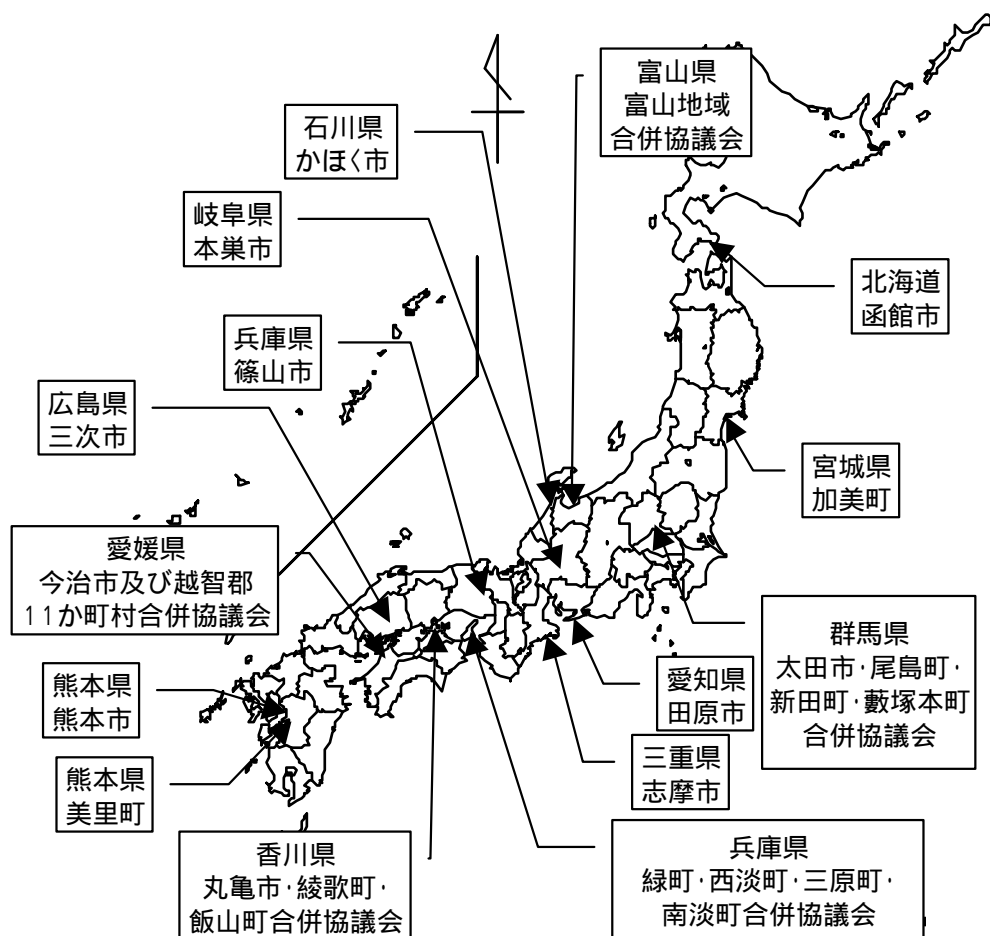
- ・ 合併の契機
- ・ 公共料金決定の経緯
- ・ 財政状況と公共料金の関係
- ・ 効果の検証
- ・ 今後の展望
- ・ その他           等

#### 3-1-4. 調査対象

ヒアリング調査を実施したのは、下記の15市町村・合併協議会になる。

|    |      |                       | 1  | 2   | 3    | 4    | 5   | 6   | 7    | 8      | 9     |
|----|------|-----------------------|----|-----|------|------|-----|-----|------|--------|-------|
|    | 都道府県 | 市町村・合併協議会             | 水道 | 下水道 | 一般ごみ | 粗大ごみ | 保育料 | 給食費 | 印鑑証明 | デイサービス | 生活援助員 |
| 01 | 北海道  | 函館市                   | ○  |     | ○    |      | ○   |     |      |        |       |
| 02 | 宮城県  | 加美町                   | ○  | ○   |      |      |     |     |      |        |       |
| 03 | 群馬県  | 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会 |    |     | ○    |      | ○   |     |      |        |       |
| 04 | 富山県  | 富山地域合併協議会             | ○  |     |      |      | ○   |     |      |        |       |
| 05 | 石川県  | かほく市                  | ○  | ○   |      |      | ○   |     |      | ○      |       |

|    |      |                     | 1  | 2   | 3    | 4    | 5   | 6   | 7    | 8      | 9     |
|----|------|---------------------|----|-----|------|------|-----|-----|------|--------|-------|
|    | 都道府県 | 市町村・合併協議会           | 水道 | 下水道 | 一般ごみ | 粗大ごみ | 保育料 | 給食費 | 印鑑証明 | デイサービス | 生活援助員 |
| 06 | 岐阜県  | 本巣市                 | ○  | ○   |      |      | ○   | ○   |      | ○      | ○     |
| 07 | 愛知県  | 田原市                 | ○  |     |      | ○    | ○   |     |      | ○      |       |
| 08 | 三重県  | 志摩市                 | ○  |     | ○    | ○    | ○   | ○   |      |        | ○     |
| 09 | 兵庫県  | 篠山市                 | ○  | ○   |      |      | ○   | ○   |      |        |       |
| 10 | 兵庫県  | 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会 | ○  | ○   | ○    | ○    | ○   |     |      |        |       |
| 11 | 広島県  | 三次市                 | ○  |     |      |      | ○   |     |      |        | ○     |
| 12 | 香川県  | 丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会    | ○  | ○   | ○    | ○    |     |     |      | ○      |       |
| 13 | 愛媛県  | 今治市及び越智郡11か町村合併協議会  |    |     |      |      | ○   |     | ○    |        | ○     |
| 14 | 熊本県  | 熊本市                 | ○  | ○   | ○    |      |     | ○   | ○    |        |       |
| 15 | 熊本県  | 美里町                 |    |     |      |      | ○   |     |      | ○      |       |
|    | 計    |                     | 12 | 7   | 6    | 4    | 12  | 4   | 2    | 5      | 4     |



### 3 - 2 . 調査結果

以下に、ヒアリング調査の結果を公共料金項目ごとに示す。

#### 3 - 2 - 1 . 全般的な内容

##### ( 1 ) 公共料金決定の経緯

合併に際しての公共料金の決定方法は、合併形態（新設・編入）によって大きく異なる。新設合併の場合は、自治体間での公共料金の算定・調整の結果、新料金を決定しているのに対し、編入合併では編入先の料金制度を基本に調整を行う例が多く見られた。以下に事例を示す。

##### 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（南あわじ市）【新設合併 H17.1】

当初は「高サービス低負担の実現」が大前提であったが、それでは財政運営が困難になるのは明らかであるため、公共料金のシミュレーション等を行い、適切な公共料金を算出した。

##### 函館市【編入合併 H16.12】

新市の人口や一般会計・特別会計における旧函館市の割合が 90%以上になることから、原則的に町村を編入する旧函館市の料金を基本に調整した（公共料金が上がるものも下がるものもあった）。

##### ( 2 ) 住民の意見の取り入れ

住民の意見の取り入れに関しては、住民説明会の開催が一般的であるが、合併協議会への住民の参加（今治市）を行った自治体もある。住民への周知は、パンフレットの配布やインターネット上での周知が多い。

### 3 - 2 - 2 . 水道料

水道料は比較的スケールメリットが出やすい分野であるので、人口規模が大きい自治体ほど料金が低い傾向がある。市町村合併の際、合併市町村間で最も大きな規模の自治体の料金を採用する例が多いことから、料金が引き下げられたケースが多い。水道料は公共料金の中でも生活への影響が大きいいため、合併に際しての引き下げは合併推進にも効果があり、住民から高い評価を得ている。

#### ヒアリング事例

|    | 最も大規模な市町村の料金を参考 | 最も安い料金体系を参考  | 合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定 | その他    |
|----|-----------------|--------------|-------------------------|--------|
| 新設 |                 | 加美町(B)       | 本巣市(C)                  | 三次市(X) |
|    |                 | 富山地域合併協議会(B) | 志摩市(C)                  |        |
|    |                 | かほく市(A)      | 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会(A)  |        |
|    |                 | 篠山市(B)       | 丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会(A)     |        |
| 編入 | 函館市(B)          |              |                         |        |
|    | 田原市(B)          |              |                         |        |
|    | 熊本市(B)          |              |                         |        |

#### 事例紹介

加美町【新設合併 H15.4】料金区分：B

「サービスは高い方に、負担は低い方に」という原則から、合併する3町の中で最も安い旧中新田町の料金に合わせて調整が進められた。

|         |         |         |   |         |
|---------|---------|---------|---|---------|
| 中新田町    | 小野田町    | 宮崎町     | ⇒ | 加美町     |
| 4,095 円 | 5,145 円 | 4,515 円 |   | 4,095 円 |

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（南あわじ市）【新設合併 H17.1】

料金区分：A

淡路島全域での水道事業の一本化を計画（5年後）しており、その予定金額に近い金額を設定した。合併する4町の料金設定が淡路島の他自治体と比較して高い水準であったため、公共料金が低下した。

|         |         |         |         |   |         |
|---------|---------|---------|---------|---|---------|
| 緑町      | 西淡町     | 三原町     | 南淡町     | ⇒ | 南あわじ市   |
| 4,620 円 | 4,935 円 | 4,420 円 | 5,110 円 |   | 4,405 円 |

熊本市【編入合併 H3.2】料金区分：B

熊本市への編入合併のため、最も安い熊本市の料金に統一している。料金が下がったため、合併した4町の町民に評価された。合併に際して上水道整備事業が実施され、質の高い（塩分含有率の少ない）水が供給されることになった。

|         |         |         |         |         |   |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|
| 熊本市     | 北部町     | 飽田町     | 河内町     | 天明町     | ⇒ | 熊本市     |
| 3,069 円 | 4,000 円 | 3,510 円 | 4,420 円 | 4,320 円 |   | 3,069 円 |

### 3 - 2 - 3 . 下水道使用料

下水道事業においては、価格設定が「汚水私費、雨水公費」が原則となっているが、必ずしも原則どおりに自治体により実行されているわけではない（汚水費の公費負担もある）。汚水処理人口普及率が低い地域も多く、一概に使用料の自治体間比較は難しい。こうした条件ではあるが、水道料同様生活への影響が大きく、またスケールメリットが出やすいことから、合併に伴い規模の大きな自治体の使用料に合わせることで、使用料の低下が見られる例があった。なお、利用者（住民）からは、上下水道使用料はセットで見られている。

#### ヒアリング事例

|    | 最も大規模な市町村の料金を参考     | 最も安い料金体系を参考            | 合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定 | その他 |
|----|---------------------|------------------------|-------------------------|-----|
| 新設 | 丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会(C) | 加美町(A)                 | かほく市(A)                 |     |
|    |                     | 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会(B) | 本巣市(C)                  |     |
|    |                     |                        | 篠山市(B)                  |     |
| 編入 | 熊本市(B)              |                        |                         |     |

#### 事例紹介

本巣市【新設合併 H16.2】料金区分：C

料金負担の最も低い町村に合わせるのではなく、町村間のバランスを考慮し、パターン別のシミュレーションを何度も実施した上で料金設定が行われた。結果的に下水道使用料が上がる場所は、水道料が下がるというような形で調整が図られた。

|                  |                |                |                |   |                |
|------------------|----------------|----------------|----------------|---|----------------|
| 本巣町<br>(下水道制度なし) | 真正町<br>4,305 円 | 糸貫町<br>3,750 円 | 根尾村<br>3,990 円 | ⇒ | 本巣市<br>3,885 円 |
|------------------|----------------|----------------|----------------|---|----------------|

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会（丸亀市）【新設合併 H17.3】料金区分：C

料金決定にあたっては、人口規模・普及率の面からも丸亀市の利用者が一番多いため、丸亀市の料金を基準に設定した。

|                |                |                |   |                |
|----------------|----------------|----------------|---|----------------|
| 丸亀市<br>2,100 円 | 綾歌町<br>2,310 円 | 飯山町<br>1,995 円 | ⇒ | 丸亀市<br>2,100 円 |
|----------------|----------------|----------------|---|----------------|

### 3 - 2 - 4 . 清掃代 一般ごみ

一般ごみの有料化が進んでいるが、そもそも処理費用を利用者の全額負担で賄おうとするものではなく、排出ごみ量の削減が狙いの場合が多い（利用者負担だけでは賄えない）。そのため財政状況との関係性は低い。ただ、料金を高くすると、排出量が減ったとしても、代わりに野焼きや不法投棄が増える恐れがあり、料金は政策的に決められる側面が強い。

金額的には、編入合併の場合は大規模な自治体の制度に合わせるケースが多く、料金が低下する効果を生んでいる。また、新設合併ではシミュレーション等から適切な金額を算定している例が多い。

#### ヒアリング事例

|    | 最も大規模な市町村の料金を参考 | 最も安い料金体系を参考 | 合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定  | その他 |
|----|-----------------|-------------|--------------------------|-----|
| 新設 |                 |             | 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会(X) |     |
|    |                 |             | 志摩市(C)                   |     |
|    |                 |             | 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会(C)   |     |
|    |                 |             | 丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会(E)      |     |
| 編入 | 函館市(X)          |             |                          |     |
|    | 熊本市(B)          |             |                          |     |

#### 事例紹介

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（南あわじ市）【新設合併 H17.3】

料金区分：C

最も安価であった旧緑町の負担を急激に上げない配慮も必要であり、中間点での料金設定を探ることを方針とした。旧緑町の負担が一挙に倍増することに批判もあったが、公共料金を総合的に見ると負担軽減になっていることから住民の理解を得られた。

|       |         |         |         |   |       |
|-------|---------|---------|---------|---|-------|
| 緑町    | 西淡町     | 三原町     | 南淡町     | ⇒ | 南あわじ市 |
| 300 円 | 1,000 円 | 1,050 円 | 1,050 円 |   | 630 円 |

熊本市【編入合併 H3.2】料金区分：B

熊本市への編入合併のため、最も安い熊本市の料金に統一している。

|     |     |      |     |      |   |     |
|-----|-----|------|-----|------|---|-----|
| 熊本市 | 北部町 | 飽田町  | 河内町 | 天明町  | ⇒ | 熊本市 |
| 0 円 | 0 円 | 10 円 | 0 円 | 10 円 |   | 0 円 |

### 3 - 2 - 5 . 清掃代 粗大ごみ

大規模な市町村では、粗大ごみの処理が無料若しくは周辺自治体より低い例が多いが、リサイクル促進の観点からも粗大ごみの処理に一定の費用がかかることへの住民の理解が高まっている。

金額的には、合併の際にシミュレーション等により金額を算定している例や最も大規模な自治体の料金を参考に料金を決定する自治体の例が見られた。

#### ヒアリング事例

|    | 最も大規模な市町村の料金を参考 | 最も安い料金体系を参考 | 合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定 | その他                    |
|----|-----------------|-------------|-------------------------|------------------------|
| 新設 |                 | 志摩市(B)      | 丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会(E)     | 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会(B) |
| 編入 | 田原市(B)          |             |                         |                        |

#### 事例紹介

田原市【編入合併 H15.8】料金区分：B

原則として旧田原町の制度に統一されることとなり、粗大ごみの処理手数料も旧田原町に合わせて無料になった。埋立処分場の残存容量を考慮し、有料化も検討されたが、合併によって住民サービスの低下を招かないよう旧田原町の制度に統一することが基本となったことから、無料となった。

|     |       |   |     |
|-----|-------|---|-----|
| 田原市 | 赤羽根町  | ⇒ | 田原市 |
| 0 円 | 150 円 |   | 0 円 |

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（南あわじ市）【新設合併 H17.1】

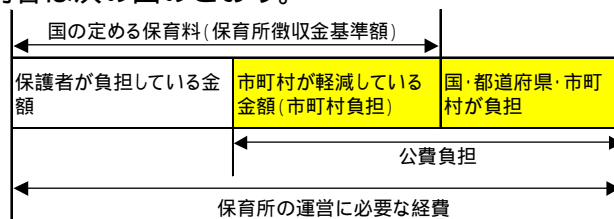
料金区分：B

環境問題に対応するためには、有料化によって排出抑止を図る必要があり、原則として料金徴収の方針を確認した。計量方式による有料化が最適であるとの方針決定がなされたが、現状では計量が行える施設整備が不十分であるため、施設整備が整うまでの間、無料とすることとなった。

|     |     |       |         |   |       |
|-----|-----|-------|---------|---|-------|
| 緑町  | 西淡町 | 三原町   | 南淡町     | ⇒ | 南あわじ市 |
| 0 円 | 0 円 | 480 円 | 1,050 円 |   | 0 円   |

### 3 - 2 - 6 . 保育所保育料

国が定めた「保育所徴収金基準額」以下の金額で、市町村は保育所保育料を決めている。公費負担の内容は次の図のとおり。



合併に際して、負担が合併前より高くないよう考慮する例などもあり料金が下がっている。料金の決め方としては、将来の状況についてシミュレーションを行って決定している例が多い。料金が下がった分、自治体からの助成が増えているため、サービス内容への影響は無い。

#### ヒアリング事例

|    | 最も大規模な市町村の料金を参考 | 最も安い料金体系を参考 | 合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定  | その他    |
|----|-----------------|-------------|--------------------------|--------|
| 新設 | 三次市(B)          | かほく市(A)     | 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会(C) | 志摩市(C) |
|    |                 |             | 富山地域合併協議会(A)             | 篠山市(B) |
|    |                 |             | 本巣市(C)                   |        |
|    |                 |             | 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会(C)   |        |
|    |                 |             | 今治市及び越智郡 11 か町村合併協議会(C)  |        |
|    |                 |             | 美里町(A)                   |        |
| 編入 | 函館市(C)          |             |                          |        |
|    | 田原市(A)          |             |                          |        |

#### 事例紹介

かほく市【新設合併 H16.3】料金区分：A

「住民の負担は軽い町に、サービスは高い町に合わせる」に基づき、合併に際しては、旧各町の各区分において基本的に最も低い料金を基準にする方針で定められた。

|       |       |       |   |       |
|-------|-------|-------|---|-------|
| 高松町   | 七塚町   | 宇ノ気町  | ⇒ | かほく市  |
| 65.4% | 70.6% | 69.2% |   | 57.0% |

志摩市【新設合併 H16.10】料金区分：C

旧大王町では福祉施策に力を入れていたために保育料が低く設定されており、旧町間で料金格差が著しく大きかった。そのため、旧大王町に限って経過措置（2010 年まで）が設けられ、その他の 4 町については従来の料金が加重平均されて統一された。

|        |        |        |        |        |   |                   |
|--------|--------|--------|--------|--------|---|-------------------|
| 浜島町    | 大王町    | 志摩町    | 阿児町    | 磯部町    | ⇒ | 志摩市               |
| 65.29% | 42.95% | 64.89% | 58.16% | 69.72% |   | 56.31%<br>(大王町除く) |

### 3 - 2 - 7 . 給食費

合併により給食のメニューの統一がなされ、食材の共同仕入れが行えることなどから料金低廉化の効果が考えられるが、合併に際して適正な料金の算定を行った自治体の例もあり、料金はあまり変化していない。

#### ヒアリング事例

|    | 最も大規模な市町村の料金を参考 | 最も安い料金体系を参考 | 合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定 | その他 |
|----|-----------------|-------------|-------------------------|-----|
| 新設 |                 | 本巣市(B)      | 志摩市(C)                  |     |
|    |                 | 篠山市(B)      |                         |     |
| 編入 | 熊本市(B)          |             |                         |     |

#### 事例紹介

篠山市【新設合併 H11.4】料金区分：B

調整によって影響を受ける対象者が多くあり、合併調整の基本的な方針である「サービスは高く負担は低く」を原則とした。

|       |       |       |       |   |       |
|-------|-------|-------|-------|---|-------|
| 篠山町   | 丹南町   | 西紀町   | 今田町   |   | 篠山市   |
| 240 円 | 230 円 | 230 円 | 230 円 | ⇒ | 230 円 |

(一食あたり料金)

志摩市【新設合併 H16.10】料金区分：C

平均的な金額の旧大王町の例をもとに統一し、適正な料金体系の確立が図られた。料金が値上がりすることに地域の保護者や PTA から再考の要請があったが、財政への影響が考慮され、旧町間で最も低い料金に統一するのではなく、平均的な料金が適用されることとなった。

|         |         |         |         |         |   |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---|---------|
| 浜島町     | 大王町     | 志摩町     | 阿児町     | 磯部町     |   | 志摩市     |
| 4,500 円 | 3,800 円 | 4,000 円 | 3,500 円 | 3,900 円 | ⇒ | 3,800 円 |

### 3 - 2 - 8 . 印鑑登録証明書交付手数料

周囲の自治体が同じ金額を採用していたり、金額の差が小さいこともあり、大規模な自治体の料金制度をそのまま使用している例が多く見られる。

#### ヒアリング事例

|    | 最も大規模な市町村の料金を参考         | 最も安い料金体系を参考 | 合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定 | その他 |
|----|-------------------------|-------------|-------------------------|-----|
| 新設 | 今治市及び越智郡 11 か町村合併協議会(B) |             |                         |     |
| 編入 | 熊本市(B)                  |             |                         |     |

#### 事例紹介

今治市及び越智郡 11 か町村合併協議会（今治市）【新設合併 H17.1】

料金区分：B

手数料については、一体性の確保をはかるとともに「負担の公平の原則」により、合併時に統一することとし、利用割合の高い今治市の例により調整した。

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 今治市   | 朝倉村   | 玉川町   | 波方町   |
| 200 円 | 200 円 | 200 円 | 200 円 |
| 大西町   | 菊間町   | 吉海町   | 宮窪町   |
| 200 円 | 200 円 | 300 円 | 300 円 |
| 伯方町   | 上浦町   | 大三島町  | 関前村   |
| 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |

今治市

200 円

熊本市【編入合併 H3.2】料金区分：B

熊本市への編入合併のため、熊本市の料金に統一している。

|       |       |       |       |       |   |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|---|-------|
| 熊本市   | 北部町   | 飽田町   | 河内町   | 天明町   | ⇒ | 熊本市   |
| 100 円 | 200 円 | 200 円 | 200 円 | 200 円 |   | 100 円 |

### 3 - 2 - 9 . デイサービス通所サービス

各地の社会福祉協議会に委託して、サービスを提供している例が多い。介護保険適用サービスと、介護保険対象外で市町村が独自に提供するサービスがある。

高齢者を対象としたサービスであり、料金を上げることにより負担を増すわけにはいかないとの観点から福祉政策的に料金が引き下げられている場合が多い。介護保険料抑制の立場から、介護保健施設が行うデイサービスより低い料金設定をしている自治体の例も見られる。

#### ヒアリング事例

|    | 最も大規模な市町村の料金を参考 | 最も安い料金体系を参考 | 合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定 | その他                 |
|----|-----------------|-------------|-------------------------|---------------------|
| 新設 |                 | 本巢市(B)      |                         | かほく市(D)             |
|    |                 | 美里町(B)      |                         | 丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会(D) |
| 編入 |                 | 田原市(B)      |                         |                     |

#### 事例紹介

本巢市【新設合併 H16.2】料金区分：B

デイサービスは高齢者を対象とした事業であり、料金を上げることはできないとの認識から、シミュレーションを実施したものの、結局、旧町間で最も低い旧本巢町の金額で決定された。

|       |         |         |         |   |       |
|-------|---------|---------|---------|---|-------|
| 本巢町   | 真正町     | 糸貫町     | 根尾村     | ⇒ | 本巢市   |
| 800 円 | 1,000 円 | 1,000 円 | 1,000 円 |   | 800 円 |

美里町【新設合併 H16.11】料金区分：B

高齢化が進む美里町では、介護保険料が高く、県内でも上位にある（合併前は県内で2番目と4番目）。そのため、介護保険施設が行うデイサービスより安い料金を設定し、町が行うデイサービスを利用してもらうことで介護保険料の抑制に努めることとした。結果的には、県内でも安い町になっている。

|       |       |   |       |
|-------|-------|---|-------|
| 中央町   | 砥用町   | ⇒ | 美里町   |
| 640 円 | 500 円 |   | 500 円 |

### 3 - 2 - 10 . 生活援助員派遣

このサービスは、介護保険の対象外であり、要介護・要支援にならない比較的元気なお年寄りの家事の補助などを行うサービスである。市町村によって内容や料金が異なり、またサービス自体が無い自治体もある。料金水準は、高齢者が対象ということもあり安価に設定されている例がある。合併を機にサービス内容の統一を図っているが、その際にはサービスレベルの高い自治体にサービス内容を合わせている例もある。

#### ヒアリング事例

|    | 最も大規模な市町村の料金を参考 | 最も安い料金体系を参考 | 合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定 | その他 |
|----|-----------------|-------------|-------------------------|-----|
| 新設 | 三次市(C)          | 本巣市(C)      | 志摩市(C)                  |     |
|    |                 |             | 今治市(A)                  |     |
| 編入 |                 |             |                         |     |

#### 事例紹介

本巣市【新設合併 H16.2】料金区分：B

旧本巣町と旧根尾村については、生計中心者（対象者の生計を主として維持する方）の所得に応じて料金が決定していたが、利用者数も考慮し、他の2町の低い金額に合わせた。

|                           |      |      |                |   |      |
|---------------------------|------|------|----------------|---|------|
| 本巣町                       | 真正町  | 糸貫町  | 根尾村            |   | 本巣市  |
| 0 円,200 円,<br>300 円,414 円 | 80 円 | 80 円 | 100 円<br>300 円 | ⇒ | 80 円 |

三次市【新設合併 H16.4】料金区分：C

委託単価の1割は150円となるが、介護保険適用者のように頻繁に利用するのではなく、週一回程度であることやサービス内容が介護ではないことなどから、旧三次市の基準を参考にして2割負担相当の300円で決定した。利用者が少ない（新市全体で17名）ことから料金の変更に対する住民の反応は無かった。

|       |       |       |       |   |       |
|-------|-------|-------|-------|---|-------|
| 三次市   | 君田村   | 布野村   | 作木村   |   | 三次市   |
| 300 円 | 80 円  | 200 円 | 250 円 | ⇒ | 300 円 |
| 吉舎町   | 三良坂町  | 三和町   | 甲奴町   |   |       |
| 410 円 | 278 円 | なし    | 150 円 |   |       |

## 第4章 総括

### 4-1. 全体的な考察

以上の調査から、まずそれぞれの調査についての考察を述べ、その後全体的な考察を述べる。

#### (1) アンケート調査に対する考察

アンケート結果からは、市町村合併によって一概に料金が低下するわけではない。場合によっては、かなりの項目で金額が上昇していることもありうる。料金の低下している項目には、生活への密着度が高い（住民の負担度が大きい）ものが多く見られる（水道料・下水道使用料・一般ごみ等）が、これは、合併のメリットを実感してもらうための配慮があるように思われる。

#### (2) ヒアリング調査に対する考察

ヒアリング調査の結果、自治体の公共料金の決定には大きく3つの方針があることが分かった。それは、「合併の母体（中心）となるような、合併自治体間で最も規模の大きな自治体の料金をベースに算定するもの」「合併自治体間で最も安い自治体の公共サービスの料金体系をベースに算定するもの」「合併自治体間の協議により適切な料金を新たに算定するもの」というものである。編入合併の際は、編入先に統合されるため の例が多い。合併の母体となる自治体の料金は元々低いことが多く、それに横並びとなることで結果として料金が低下する。新設合併の際は か の方法を採用が多く、 は全体的に料金が低下するが、 は料金が高くなる自治体も出てくる。住民にとっては料金の低下が望ましいが、自治体の財政状況からそれを許さない場合も多く、サービスの向上と料金の決定、更には旧市町村間の格差の問題を解決すべく、調整に苦労している状況が浮かび上がってくる。

#### (3) 全体的な考察

「供給するサービスの水準は合併自治体の中で最も高いレベルに合わせ、住民負担（料金）は最も低いレベルに合わせる」という方針を理想として実施している自治体は、宮城県加美町、石川県かほく市をはじめいくつかの合併の事例に見られた。ただ、昨今の地方自治体の財政状況は厳しく、全ての自治体で理想どおりに進んでいるわけではない。

アンケート結果からは、かなりの項目で料金が上がっている事例もあったが、公共料金全体での住民負担を減額したり、生活への密着度の高いサービスの値下げなどによって住民に合併のマイナス効果をできるかぎり負わさないような努力や工夫がみられる。

料金低廉化の実態を検証するためにヒアリングを行った多くの自治体では、将来の見通しを立て、財政基盤の検証も行い料金決定を行っていた。そこでは「規模の経済」の効果を有効的に利用したり、組織統合により人員削減努力を図ることによって

料金の引下げを実現したりしていた。

ただ、中には十分な見通しや財政状況の検証なしに、その他の要因（編入合併の場合に無条件で編入先の料金を採用する 等）が料金決定に重要な役割を果たしていた事例も見られた。また、料金決定の際に住民の意見の取り入れは住民説明会が主であるが、決定事項の周知だけを行っている自治体もある。

今後、合併を控えた自治体や、公共料金の決定を合併後に先送りした自治体で公共料金についての議論が多くなされるであろうが、将来に負担をまわすことの無いように、公正で妥当な料金体系を決定することが肝要である。

そのための方策としては、

- ・ 合併前に財政状況の見通しを立て、全ての公共料金を決定し問題の先送りをしない（兵庫県：緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会）
- ・ 公共料金協議の場への住民代表参加、及び住民説明会開催による住民の意見の取り入れ（愛媛県：今治市及び越智郡 11 か町村合併協議会）
- ・ インターネットや広報誌による、協議内容の積極的な公開

などが工夫され、試みられているようである。

#### 4 - 2 . 今後の課題

今回の調査の結果、以下の点が今後の課題として挙げられる。

- （１）合併後何年か経たないと、合併による公共料金の本当の影響が見えてこない

合併の際には料金は据え置き、「３～５年後に料金を見直す」とする回答が、特に合併予定団体に多く見られた。こうした自治体の公共料金の今後の動きをもう少し中長期的に追跡することなしには本当の影響を正しく知ることにはならない点、留意を要する。

- （２）今回の調査では市町村合併により公共料金が下がったかどうかを中心に見ていったが、公共サービスの内容・質にも注意する必要がある。

公共サービスにおいて、料金は一つの大きな要素であるにちがいないが、サービス内容も同様に重要である。いくら料金が低くても、サービス内容が悪くては必ずしも住民にとって利益をもたらしているとは言えない。合併の影響も料金面のみでなく、併せて公共サービスの内容にも注意していくことが不可欠であろう。

例えば熊本市では、合併によって上水道の整備（H2：95.8%→H14：97.4%）や下水道の整備（H2：53.3%→H15：81.4%）が進み、住民の満足度が増している。

- （３）市町村合併により料金が下がっていても、何が料金低下に寄与したのかを調べる必要がある。

合併により公共料金が低下したとされた場合、それをもたらした真の要因は何かを究明することも問われるであろう。要因分析の意義が重視されねばならない。加えて、財政基盤の裏づけの無い料金低下は、いずれ住民の負担となって返ってくるものであ

り、どういう考え若しくは原因でその料金が決定されたのかも明らかにされる必要がある。

( 4 ) 公共サービスのサービスの供給形態の見直しを行っているか。

例えば公共サービスの一部を民間に外注化するなど、サービスの供給形態の変化によっても料金やサービスの内容や質が変化する。市町村合併は、そうしたサービス供給形態の見直しの契機となりうることを忘れてはならない。合併の際にそうした議論がどのように検討されたかどうか、また、今後それらの手法の導入に関してはどのように考えているのかも検討される必要がある。

( 5 ) 合併によりどのような料金体系になったか。

今回は、一般家庭で一ヶ月あたり、平均的な量を利用した場合の料金の変化をみてきたが、合併の結果、一般家庭では料金が低下しても大口利用や業務用では料金が高くなるというケースもありうる。また、合併を契機に公共料金の設定の仕方をより合理的に改めることも考えられる。それゆえ、合併の前後での「料金表」の変化についても、個別具体的に検討することも有用であろう。

例えば、下水道などは、合併を機会にそれまでの「戸数・人数割り」から従量制へと切り替え、住民の不公平感を解決した事例（兵庫県：篠山市）もある。

上記で述べたようないくつかの課題が「市町村合併に伴う公共料金の影響」にはなお考えられ、今後もこれらの諸側面を調査・分析していく必要があると思われる。

以上で報告を終えるが、本報告書の内容、特にヒアリング調査の結果は実際に公共料金選定に関わった人たちの生の声であり参考になる内容も多いと考える。この報告書が今後の公共料金の議論の際の一助となれば幸いである。

